

安全対策基準（第9版改訂）への対応について

1. 安全対策基準（第9版改訂）における改訂の概要

- (1) 第9版発刊時に継続検討とした課題を踏まえた基準の見直し
- (2) パスワードの取り扱いに関する動向を踏まえた基準の見直し
- (3) スマートデバイスの固有リスクやQRコード決済の利用増加を踏まえた基準の見直し
- (4) NISC 安全基準等策定指針（第5版）を踏まえた基準の見直し

2. 改訂の具体的内容と対応方針（案）

- (1) 第9版発刊時に継続検討とした課題を踏まえた基準の見直し

	見直し内容	対応方針（案）
①	暗号技術の脆弱性や設備、技術に関する動向を踏まえた表記や参照情報の見直し	左記の「表記の変更」や「参照情報の見直し」に該当する箇所がチェックリストにはなく、見直しは不要
②	サイバー攻撃に関する態勢整備やIT人材育成等に関する、参考情報としての参照の追加	参考情報としての参照先の追加のみであり、見直しを行わない
③	語句（表現）の統一 例) 「不正侵入防止機能」 → 「不正侵入防止策」	【通番 26】で「不正侵入防止機能」の表現があるが、前後の記載内容との整合性を考慮し、見直しを行わない

- (2) パスワードの取り扱いに関する動向を踏まえた基準の見直し

見直し内容	対応方針（案）
パスワードの定期的な変更を求める例示を削除	パスワードの定期的な変更に関連する箇所がチェックリストになく、見直しは不要

(3) スマートデバイスの固有リスクやQRコード決済の利用増加を踏まえた基準の見直し

	見直し内容	対応方針（案）
①	<p>インターネット・モバイルサービス利用における、スマートデバイスの可搬性に伴うリスクや、専用アプリケーションのリスクに関する基準の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アプリケーションの1つの例として記載された「Webアプリケーション」に「スマートデバイスアプリケーション」を追加記載 ・顧客に注意喚起すべき事項の例として「パソコン、スマートデバイスの利用に関する通知」を追加 	<p>顧客が利用する「スマートデバイス」に関連する内容が追加されたが、例示の1つに留まる内容であるため、見直しを行わない</p>
②	<p>QRコード決済に関する基準を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【実142】QRコード決済における安全対策を講ずること ・【実143】QRコード決済利用時の顧客保護の措置を講ずること ・【実144】QRコード決済利用上の留意事項を顧客に注意喚起すること 	<p>左記は顧客向けアプリケーションとしてのQRコードに関する基準。 チェックリストは顧客向けアプリケーションの種別ごとに確認項目を用意するものではないため、見直しを行わない</p>

(4) NISC 安全基準等策定指針（第5版）を踏まえた基準の見直し

見直し内容	対応方針（案）
<p>NISC 安全基準等策定指針（第5版）と安全対策基準とのギャップに基づいた、所要の基準の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【統21】の外部委託先との契約に関して、以下文言を追加 「なお、(中略) 双方のセキュリティ部門、法務部門等を含めた情報交換の場を定期的に設けることが望ましい。」 	<p>【通番10】に、外部委託契約締結に関する手法例があるが、左記はなお書きに留まる内容であるため、見直しを行わない</p>

以上